



する申請書の記載事項に変更があつたとき、又は解散したときは、その事由を生じた日から十日以内に、人事委員会に書面をもつてその旨を届け出なければならない。

2 職員団体が前項の規定により届出をする場合には、その代表者を通じて、正副二通の届出書を提出しなければならない。

3 第一項の規定による届出が規約の変更、役員の選舉その他これらに準ずる重要な行為に係るときは、それらの行為が法第五十三条第三項の規定に従い決定されたこと並びにその投票の日、場所及び結果を証明する書類を添えなければならない。

4 前条の規定は、規約又は第二条第一項に規定する申請書の記載事項の変更の届出の場合に準用する。

(登録の効力停止及び取消の通知)

第五条 人事委員会は、法第五十三条第六項前段の規定により職員団体の登録の効力を停止し、又は登録を取り消すときは、書面をもつてその旨を当該職員団体に通知しなければならない。

(人事委員会規則への委任)

第六条 人事委員会は、この条例に定めるもののほか、職員団体の登録に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例をここに公布する。

昭和四十一年八月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十五号

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)以下「法」という。第五十五条の二第六項の規定に基づき、職員が給与を受けながら、職員団体のためその業務を行ない、又は活動することができる場合を定めることとする。

(職員団体のための職員の行為の制限の特例)

第二条 職員は、次の各号に掲げる場合又は期間に限り、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行ない、又は活動することができる。

一 法第五十五条第八項の規定に基づき、勤務時間内において違法な交渉を行なう場合

二 職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)第十四条第三項に規定する休日(特に勤務を命ぜられた場合を除く)及び年次有給休暇並びに休職の期間

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員団体の行う交渉に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

昭和四十一年八月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十六号

職員団体の行う交渉に関する条例を廃止する条例

る。

昭和四十一年八月十九日

鳥取県条例第二十七号

職員団体の行う交渉に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第八号)は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員団体の業務にもつぱら從事する職員に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十一年八月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十七号

職員団体の業務にもつぱら從事する職員に関する条例等の一部を改正する条例

(職員団体の業務にもつぱら從事する職員に関する条例の一部改正)

第一条 職員団体の業務にもつぱら從事する職員に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第五条第一項、第三十五条及び第五十二条第五項」を「第三十五条」に改める。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「地方公務企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十六条に規定する企業職員」を「企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十二年七月鳥取県条例第二十四号)第一条に規定する企業職員」に改める。

十六条に規定する企業職員」を「企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十二年七月鳥取県条例第二十四号)第一条に規定する企業職員」に改める。

この条例は、公布の日から施行する。

昭和四十一年八月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十七号

職員団体の業務にもつぱら從事する職員に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「地方公務企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十六条に規定する企業職員」を「企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十二年七月鳥取県条例第二十四号)第一条に規定する企業職員」に改める。

十六条に規定する企業職員」を「企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十二年七月鳥取県条例第二十四号)第一条に規定する企業職員」に改める。